

## 九州大学総合体育館屋内プール利用規程

平成30年度九大規程第24号

制定：平成30年 7月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学総合体育館屋内プール（以下「プール」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プールは、九州大学（以下「本学」という。）学生の正課教育及び課外活動において、健全な心身を錬磨するために利用すること及び本学職員の研究活動のために使用し、本学の教育研究活動の充実に資すること並びに本学の学生及び職員等の体育活動に利用することを目的とする。

(管理運営責任者)

第3条 プールに管理運営責任者を置き、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

(利用者の範囲)

第4条 プールを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の職員
- (3) 本学の卒業生及び元職員
- (4) 九大会員及び九州大学学生後援会の会員

(休業日)

第5条 プールの休業日は、管理運営責任者が別に定める。

(利用時間)

第6条 プールの利用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が特に必要と認めた場合は、利用時間の延長を許可することができる。
- 3 前項の場合において、利用時間の延長を希望する者は、延長を希望する日の15日前までに、所定の様式により利用時間延長願を管理運営責任者に提出しなければならない。

(利用許可等)

第7条 課外活動又は研究活動においてプールを利用する者は、使用開始15日前までに、所定の使用申込書を提出し、管理運営責任者の許可を受けなければならない。

(適正な利用)

第8条 プールを利用する者（以下「利用者」という。）は、この規程及び第12条に規定する管理運営責任者が定める事項（以下「規程等」という。）を遵守し、適正に使用しなければならない。

- 2 管理運営責任者は、利用者が規程等及び許可条件に違反したときは、使用を中止させ、又は許可を取り消すことができる。
- 3 前項の使用の中止によって生ずる損害については、本学はその責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 利用者がその責に帰すべき事由によりプールの施設、設備及び備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用料等)

第10条 利用者は、利用を開始する前に、別表に定める利用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、利用料の全部又は一部を免除することができる。

3 第1項の利用料は、還付しない。

(事務)

第11条 プールの管理運営に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、プールの管理運営に関し必要な事項は、管理運営責任者が定める。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

別表（第10条関係）

利用者区分	1回(当日券)	半年パスカード	年間パスカード
本学の学生	200円	4,000円	6,000円
本学の職員	300円	6,000円	9,000円
本学の卒業生 本学の元職員	400円	8,000円	12,000円
九大会員 九州大学学生後援会の会員	250円	5,000円	7,500円

(備考)

- 1 本学の学生が正課教育及び課外活動で使用する場合並びに本学の職員が研究活動で使用する場合は、利用料を徴収しない。
- 2 半年パスカードの有効期間は、発行した日から6月とする。ただし、当該発行日の属する事業年度を超えることはできない。
- 3 半年パスカードの利用可能期間が6月に満たない場合の料金は、半年パスカードの金額を6で除した額に利用可能月数（発行した日の属する月を含む。）を乗じた額（100円未満切捨て）とする。
- 4 年間パスカードの有効期間は、発行した日から当該発行日の属する事業年度の末日までとする。
- 5 年間パスカードの利用可能期間が6月を超え12月に満たない場合の料金は、年間パスカードの金額を12で除した額に利用可能月数（発行した日の属する月を含む。）を乗じた額（100円未満切捨て）とする。